

次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
令和3年度公募 Q&A

《研究開発提案書について》

Q: 研究開発提案書（様式1）の「e-Rad研究分野（主）キーワード」には何を記載すればいいですか？

A: 応募者のe-Rad登録の研究分野（キーワード）を記載してください。
(参照<https://www.amed.go.jp/content/000004107.pdf>)

Q: 研究開発提案書（様式1）の「研究開発課題名」は、提案する研究開発に関するテーマ名を記載すればいいですか？

A: はい。ご提案の研究内容が明確にわかる課題名を記載してください。

Q: 提案書の文字数が足りません。

A: 必要に応じて補足説明資料（様式自由・A4用紙10枚以内）を提出してください。

《応募に関して》

Q: 応募の際に所属機関の承諾は必要ですか？

A: 必要です。e-Radでの応募申請において、機関承認プロセスが必要ですので、十分にご留意ください。

Q: 研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関として企業参画を求めている公募研究開発課題について、応募時に企業との合意はどの程度必要ですか？契約書などを締結している必要はありますか？

A: 契約書等は不要ですが、採択された場合には機関として本事業に参加していただく合意を得ておいてください。合意については、口頭のみではなく書面で記録されていることが望ましいと考えています。

《体制について》

Q: 複数の分担研究者が同一の機関に所属していることは可能でしょうか？

A: 可能です。

Q: 複数機関が参画する場合は必ず複合型での応募になるのでしょうか？

A: いいえ。個別型と複合型のどちらでも応募できます。課題の遂行上、必要な場合は研究開発分担機関を設置することができます。採択課題とAMEDとの契約手続きは研究開発代表機関ごとに行います。分担機関は代表機関の再委託先となります。再々委託契約はできませんので、課題遂行に必要な研究開発体制に応じて、個別型あるいは複合型のどちらかの形態で応募してください。

Q：複合型の提案方法について教えてください。

A：複合型の提案につきましては代表機関がいくつあっても構いませんが、提案は応募課題代表者がすべてを取りまとめて一つの提案として応募してください。採択前の応募時及び採択後については、下記の表を参照してください。

複合型提案について				
代表者・分担者	採択前		採択後	
	応募	採択審査	事業期間内・契約	中間評価・事後評価
応募課題代表者	研究を実施する上で必要な複数の代表機関から構成される組織の役割、連携の内容を明確にし、公募研究開発課題に対する各代表機関の実施内容を取りまとめ、提案書類（課題全体の研究開発実施計画等）を作成し、一括してe-Rad経由で公募を行う	公募研究開発課題単位で審査を実施。対象課題の代表として、審査に関してAMEDとの窓口を担う。	複合型組織の代表として、研究開発課題全体の研究開発実施計画の策定、研究開発代表者間の調整、研究推進、成果のとりまとめを行う。応募課題代表者が所属する代表機関は、AMEDと直接委託研究契約を締結し、研究開発代表者の役割を担う。	研究開発課題全体で評価
研究開発代表者	公募研究開発課題の研究開発項目における研究開発代表者	研究開発代表者として、応募課題代表者と協力して審査に対応	代表機関は担当する研究開発項目の研究開発実施計画を策定し、AMEDと直接委託研究契約を締結し、研究開発代表者の役割を担う。	
研究開発分担者	研究開発代表者と研究開発項目を分担		分担機関として代表機関と再委託研究契約を締結し、研究開発代表者と研究開発項目を分担	
	採択前		採択後	
	応募	採択審査	事業期間内・契約	中間評価・事後評価
e-Rad手続き	応募課題代表者がとりまとめて一括して応募 研究開発代表者（応募課題代表者を含む）と研究開発分担者を登録する。但し、応募課題代表者をe-Radの「研究代表者」として、研究開発代表者（応募課題代表者以外）と研究開発分担者をe-Radの「研究分担者」として登録し、評価委員のCOI申請対象とする	応募課題代表者が公募研究開発課題の代表として、一括して対応する。	複合型組織の代表として、応募課題代表者は、各代表機関の情報（再委託先の情報も含む）をとりまとめて、e-Radへの登録等を行う。	同左

Q: 公募研究開発項目の企業の参画について教えてください。研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関として企業参画を求めている公募研究開発課題について、応募時に研究開発提案書（様式1）やe-rad登録に、研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関となる参加企業や研究開発代表者あるいは分担者を明記・登録する必要はありますか？

A：必要です。採択の可否の評価を実施する上で、応募いただく時点で、採択された場合に代表機関または分担機関となる企業を明確にして、e-Radへの登録及び研究開発提案書への記載を行っていただく必要があります。

Q：研究開発代表機関あるいは研究開発分担機関として企業参画を求めている公募研究開発課題について、応募時に企業との合意はどの程度必要ですか？契約書などを締結している必要はありますか？

A: 契約書等は不要ですが、採択された場合には機関として本事業に参加していただく合意を得ておいてください。合意については、口頭のみではなく書面で記録されていることが望ましいと考えています。

Q：海外企業を分担研究者とすることは可能でしょうか？

A：本事業は我が国発の診断技術・創薬基盤技術の実用化を図ることを目標としたものでありますので、海外企業の分担研究者としての参加は特段の理由が無い限り原則として認めない方針であります。